

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	（共同参画社会推進課）	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	（同）	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出	（障害福祉課）	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（同）	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定	（同）	二
○地方卸売市場の廃止の許可	（農産園芸環境課）	二
○道路の供用開始（二件）	（道路課）	二
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	三
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	（同）	三
○都市計画事業の事業計画変更の認可	（下水道課）	三
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	三
○宮城県公報第二〇九四号中		三

告 示

○宮城県告示第九十八号
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。
平成二十三年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 スマイル劇団
一 代表者の氏名 佐野 ゆり
二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区大槻十六番十号 ファミール大槻二〇三
三 定款に記載された目的 この法人は、地域の福祉に寄与することを目的に、認知症の普及啓発事業を行い、事業の円滑な運営を行うものとする。
四 申請のあった年月日 平成二十三年三月一日

○宮城県告示第九十九号
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。
平成二十三年三月十五日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 だんでらいおん
一 代表者の氏名 高橋 善彦
二 主たる事務所の所在地 仙台市太白区四郎丸字渡道三十番地の一
三 定款に記載された目的 この法人は、精神障害者が小規模作業所とグループホームの中で社会に対応または復帰する為の環境を整えて、彼らが働く事の喜びや社会の一員である事の責任や充実感を持つことで、現在、保護される側にいる彼らがそこから抜け出し、反対に支える側に少しでも移っていくことが、今後少子化・高齢化の進む中で大きな力になっていく事を目的とする。
四 申請のあった年月日 平成二十三年三月一日

○宮城県告示第二〇九号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。
平成二十三年三月十五日

事業所番号	設置者名	事業所の名称及び所在地	変更年月日
	宮城県知事	村 井 嘉 浩	

○四一五二〇〇二二三		アサヒサンクリー ン株式会社		変更前	青葉ヘルパーステーショ ン 仙台市青葉区木町九番十 五号	平成二十三年 二月一日
○四一〇二〇〇四六三		セントケア宮城株 式会社		変更前	セントケア石巻東 石巻市渡波字旭ヶ浦百三 サンプレス新成百三三 号	平成二十三年 二月五日
		変更後		変更後	セントケア石巻東 石巻市新成二丁目一番地 七サンプレス新成百三三 号	

○宮城県告示第二百一十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サ
ービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一〇六〇〇三三三	事業所の名称及び所 在地	不忘園 白石市大鷹沢大町字 若林一三二	指定障害福祉 サービスの種類	短期入所	設置者名	社会福祉法人 宮城県身体障 害者福祉協会	指定年月日	平成二十三年 四月一日
-------	------------	-----------------	---------------------------	-------------------	------	------	----------------------------	-------	----------------

○宮城県告示第二百一十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施
設として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一〇六〇〇三三三	施設の種類	身体障害者療護施設 不忘園 白石市大鷹沢大町字 若林一三二	施設障害福祉 サービスの種類	身体障害者療護 施設（入所）	設置者名	社会福祉法人 宮城県身体障 害者福祉協会	指定年月日	平成二十三年 四月一日
-------	------------	-------	--	-------------------	-------------------	------	----------------------------	-------	----------------

○宮城県告示第二百一十三号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六十条の規定により、地方卸売市場の廃止を次のと
おり許可した。

平成二十三年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 卸売市場の名称
角田市地方卸売市場
- 二 卸売市場の所在地
角田市角田字野田前三十二番地
- 三 卸売市場を廃止する年月日
平成二十三年四月一日
- 四 許可年月日
平成二十三年三月三日

○宮城県告示第二百一十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を
開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部
土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十三年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三百九十八号	石巻市北上町十三浜字月浜一番一地从先から 同市同町十三浜字月浜一番一地从先まで	平成二十三年 三月十七日

○宮城県告示第二百一十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を
開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部
土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十三年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	築館登米線	栗原市若柳字下畑岡新内谷川前一八二番一地从先から 同市若柳字川南新田西二二四番四地先まで	平成二十三年 三月十七日 午後一時

○宮城県告示第二百六号

加美町から大崎広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成二十三年三月十五日

一 都市計画の種類及び名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 種類 大崎広域都市計画下水道

2 名称 加美町公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。
平成二十三年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

東松島市小野駅前土地区画整理組合

二 事務所所在地

東松島市牛網字駅前二丁目一番地の一

三 設立認可の年月日

平成十三年一月十八日

四 変更認可の年月日

平成二十三年三月七日

○宮城県告示第二百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成二十三年三月十五日

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

仙台市阿武隈川下流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十七年十月十九日から平成二十三年三月三十一日まで」を、「昭和五十七年十月十九日から平成二十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十三年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

名取市杉ヶ袋字尻田村四十四番七及び四十四番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名取市杉ヶ袋字横手三百十三番地の一

菊地あい子

正 誤

○宮城県公報第二〇九四号（平成二十一年九月二十九日付け）中

ページ

七

上

段

一七

行

変更なし

正

誤

なし

誤